

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

●講習期間 / 1 日間 (9:00~16:30)

事業者は、「高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

定員

講習日	令和2年6月24日(水)	30名
受付日	令和2年5月25日(月)~5月29日(金)	
講習日	令和2年11月2日(月)	30名
受付日	令和2年10月5日(月)~10月9日(金)	
講習日	令和3年2月12日(金)	30名
受付日	令和3年1月12日(火)~1月15日(金)	

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講対象者

満18歳以上

人材開発支援 助成金

助成金対象講習
(P28参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

・会員事業所 ⇨ 10,700円
・一般 ⇨ 11,800円

内訳

・受講料 会員 ⇨ 9,900円
一般 ⇨ 11,000円
・テキスト代 ⇨ 800円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)作業に関する知識 (1時間)
(2)墜落制止用器具に関する知識 (2時間)
(3)労働災害防止に関する知識 (1時間)
(4)関係法令 (0.5時間)
- 実技 (1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。

〔墜落制止用器具に係る質疑応答集（厚生労働省）より特別教育の対象作業について〕

【質問4-1】 高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないのか。

(答) 法令で特別教育が義務付けられているのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

【質問4-2】 特別教育を受けた者でなければフルハーネス型の使用はできないのか。

(答) 特別教育を受講されていない方であっても、作業床が設けられた箇所での作業ではフルハーネス型を使用できます。

特別教育の対象作業（【質問4-1】参照）と、フルハーネス型の使用義務がある作業（高さ6.75メートルを超える高さ）は、条件が異なります。

【質問4-3】 高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないのか。

(答) 高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務づけられません。

なお、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直方向にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。

「令和元年8月 厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課 墜落制止用器具に係る質疑応答集」より抜粋

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されています。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022（平成34）年1月1日までとなります。

	2018（平成30）年				2019（平成31）年				2020（平成32）年				2021（平成33）年				2022（平成34）年 以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日（2月1日）												★完全施行日 （1月2日～）
省令改正	★公布				★施行日（2月1日）												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能（2019（平成31）年2月1日～）												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能（2022（平成34）年1月1日まで）																×
安全帯の規格改正					★適用日①（2月1日） ★適用日②（8月1日）												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能（2019（平成31）年2月1日～）												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日（2月1日）												

「平成31年1月 厚生労働省『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!』リーフレット」より抜粋